今，憲法問題を語る―憲法問題対策センター活動報告―

第62回

東京三会共催 人権大会プレシンポジウム
ワイマール憲法史及び安全保障法制と特定秘密保護法

憲法問題対策センター事務局長　菅　芳郎（45期）

1　はじめに

安保関連法の成立した「9.19」から満1年を迎えようとする9月16日，弁護士会館クレオにおいて，10月6日から福井市で開催される日弁連人権擁護大会に向けた東京三会共催のプレシンポジウムが開催された。

このような時期に開催されたことと，テーマが，ワイマール憲法下のドイツの歴史及び安全保障法制と特定秘密保護法であったこともあってか，シンポ準備担当者の予想をはるかに上回る約400名の来場者で，クレオは，階段席までかなり混みあう大入りであった。

2　第1部

2部構成のシンポジウムの前半は，東京大学教授の石田勇治さんによる，ドイツにおけるワイマール憲法史であり，当時世界で最も進んでいたとされるワイマール憲法が，次第にその効力を失っていった過程を詳細に説明された。弁護士会のシンポのテーマは，ともすれば，法解釈論に偏りがちであるが，今回の歴史から学ぶというテーマは，非常に新鮮であり，興味深いものであった。

総理大臣経験者が，「ワイマール憲法もいつの間にかナチス*憲法に変っていた。あの手口を学んだらどうか」と発言したことも象徴的なエピソードであるが，実際，今日の我が国の憲法をめぐる状況が，ナチ*が政権を掌握する前のドイツの状況と酷似していると指摘する声もある。このような中で，憲法を取り巻く政治社会の現実に注意深くあらねばならないことを認識させられた点で，非常に示唆に富むものであった（なお，元総理のこの発言は，それ自体が政治家の発言として見識を疑わざるを得ないものであることは当然であるが，ワイマール憲法がナチス憲法になったという事実はない。ワイマール憲法は，その効力を失いつつも存在し続けていたのであり，ナチは，「全権委任法」によって，憲法を上回る効力を持つ法律を乱発したのである）。

歴史的過程の中でも，自党に有利な戦略として選択した妥協が，全く意図しない展開（ナチの党勢拡大）につながった経緯は，愚かな党利党略として政党関係者にもぜひ学んでほしい点であったし，大衆を愚民化して統制するナチのプロパガンダが極めて強い力を発揮した点などは，我々も意識して警戒しなければならないと認識させられた。

3　第2部

後半は，当会の伊井和彦会員（東京弁護士会憲法問題対策センター委員長代行）をコーディネーターとし，基調講演の石田教授に加えて，元内閣官房副長官補として自衛隊のイラク派遣の実務を担当された柳澤協二さんと，特定秘密保護法をめぐって活動されている特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長の三木由希子さん，そして，最近は，「日本会議の正体」などの著作でも知られているジャーナリストの青木理さんをパネリストとして，安全保障法制と特定秘密保護法をテーマとするパネルディスカッションが行われた。

各パネリストの発言は，それぞれの分野から具体的に踏み込んだものであり，特に自衛隊のPKOスーダン派遣をめぐって青木さんから「派遣された自衛隊員に一人でも死者が出たらどうなるか」という問題提起をめぐる各パネリストの真剣な議論は，実に聴きごたえのあるものであった。予想されたことではあるが，やはり，このような短い時間には到底おさまり切らない濃密な討論となり，少なくとも，もう1時間はほしかったというのが正直な思いであった。

4　終わりに

最後の各パネリストの言葉も，それぞれ印象的であり，「これからの若い世代の方々が考えるために少しでも役に立てればと思い，残る人生できちんと伝えていきたい」（柳澤さん），「これからも，秘密保護法制については，しっかりと批判していきたい」（青木さん），「秘密保護法制の問題点，特に秘密指定に対する早期の検証が，侵害された人権の回復や政策判断の誤りの是正のためには不可欠である」（三木さん），「ドイツにおいて守れなかった憲法の優位を大切にしなければならない」（石田さん），というメッセージは，それぞれの分野における各パネリストの日頃の真摯な活動と熱意が伝わるものであった。

＊元総理の発言では『ナチス』が用いられ，シンポでは『ナチ』が用いられていた関係で，用語の不統一があることをご理解下さい。